

## 包括信用購入あっせんに係る自主規制細則

(自動販売機の取扱い)

第1条 自主規制規則(以下「基本規則」という。)第3条第2項第1号の規定にかかわらず、個人(他に事業を営んでいる者を除く。)による一台目の自動販売機の購入に係る包括信用購入あっせん及び包括信用購入あっせんに係る販売の方法による販売については、基本規則の対象とする。

(支払方法の変更の取扱い)

第2条 二月払購入あっせんに係る受領契約の支払方法が、二月を超える期間の支払又はリボルビング方式による支払に変更された場合には、その変更後は包括信用購入あっせんとして、基本規則を適用することとする。

(基本理念)

第3条 基本規則第5条第1号イに定める事項に係る社内規則等は、法令等遵守及び適正な業務運営を経営の重要課題とする旨が定められていなければならない。

(経営陣の責務)

第4条 基本規則第5条第1号ロに定める事項として、会員の意思決定機関において次の各号に定める事項をについて決定する旨を定めなければならない。

- (1) 基本規則第5条第1号イ及びハに定める事項
- (2) 反社会的勢力に対する基本方針
- (3) 法令遵守に責任を負う役員及び部門責任者
- (4) 遵守すべき法令等
- (5) 遵守すべき内容及び適正な業務運営に関する内容を具体的に定めた社内規則等
- (6) 第4号及び前号に違反があった場合の違反者に対する制裁その他の実効性確保の措置

2 会員は、基本規則第5条第1号ロに定める会員の経営陣をして、健全な業務運営を行うための体制を確立させるとともに、法令等遵守を重視する企業風土を醸成させることに努めなければならない。

(内部管理部門)

第5条 基本規則第5条第1号ハ(イ)に定める事項に係る社内規則等には次の各号に定める業務を行う旨が規定されていなければならない。

- (1) 支払能力調査、情報管理その他基本規則に定める業務を行う部署に対する定期的なモニタリングその他の措置
- (2) 業務遂行上で問題がある場合の改善策の策定、実施及び重大な問題についての経営陣への報告
- (3) 社内規則等の内容の適切性に関する定期的な見直し及び適正性の確保

2 前項において定める社内規則等には、次の各号に定める事項が規定されていなければならない。

- (1) 内部管理部門の責任者
- (2) 内部管理部門の担当業務
- (3) 営業部門が内部管理部門を兼務する場合には、管理が機能するための措置

(内部監査部門)

第6条 基本規則第5条第1号ハ(ロ)に定める内部監査部門に係る社内規則等には、次の各号に定める事項が規定されていなければならない。

- (1) 監査の目的
- (2) 監査計画に関する事項
- (3) 監査の結果に基づく措置、及びその実施体制

2 会員の事業規模にかんがみて、独立性が担保された外部監査を利用することで、内部監査部門の設置に代えることができる。

(教育研修部門)

第7条 基本規則第5条第1号ハ(ハ)に定める教育研修部門に係る社内規則等には、役職員に対する割賦販売法並びに基本規則、細則の遵守の確保に関する教育研修計画を策定し、実施する旨が規定されていなければならない。

2 前項の研修においては、協会が行う研修又は同等の内容の研修に役職員を必要に応じて参加させることとする。

(重大問題発生時の社内体制)

第8条 基本規則第5条第1号ハ(ニ)に定める社内体制に係る社内規則等には、次の各号に定める事項が規定されていなければならない。

- (1) 経営陣への報告

- (2) 所管行政庁その他の関係当局及び協会への報告及び届出
- (3) 事実関係の調査の方法
- (4) 消費者への対応
- (5) 再発防止策の策定及び実施
- (6) 情報開示
- (7) 内部通報者の保護

(取引条件の表示)

第9条 基本規則第5条第2号イに定める事項に係る社内規則等には、次の各号に定める事項が規定されていなければならない。

- (1) 取引条件の表示、広告に関する責任を有する部署及びその責任者
- (2) 取引条件の表示の時期及び方法
- (3) 取引条件の表示の内容
- (4) 有効期間更新時における取引条件の表示
- (5) 取引条件の広告の方法

2 前項の社内規則等には、基本規則第3章に反する規定をしてはならない。

(包括支払可能見込額の調査等)

第10条 基本規則第5条第2号ロに定める事項に係る社内規則等には、次の各号に定める事項が規定されていなければならない。

- (1) 過剰与信の防止に責任を有する部署及びその責任者
- (2) 包括支払可能見込額の調査の時期及びそれに応じた調査方法
- (3) 包括支払可能見込額の算定方法
- (4) 包括支払可能見込額調査及び包括支払可能見込額を超える極度額によるカード等の交付等の禁止に係る遵守状況の定期的な事後検証等
- (5) 前号の事後検証等により改善点が生じた場合の業務の見直しに関する事項
- (6) 調査記録の保存体制等に関する事項

2 前項第2号及び第3号に関する事項については、各会員において支払能力調査が適切かつ画一的に実施されるために、各会員毎に明確な基準が定められていなければならない。

3 第1項の社内規則等には、基本規則第4章に反する規定をしてはならないものとする。

(書面の交付)

第11条 基本規則第5条第2号ハに定める事項に係る社内規則等には、次の各号に定める事項が規定されていなければならない。

- (1) 書面交付に関する責任を有する部署及びその責任者
- (2) 書面交付の時期及び方法
- (3) 書面の内容(利用規約等に定める事項を含む。)
- (4) 利用規約等の変更時の措置

2 前項の社内規則等には、基本規則第5章に反する規定をしてはならない。

(支払停止の抗弁)

第12条 基本規則第5条第2号ニに定める事項に係る社内規則等には、基本規則第6章に反する規定をしてはならない。

(個人情報保護)

第13条 基本規則第5条第2号ホに定める事項に係る社内規則等には、次の各号に定める事項が規定されていなければならない。

- (1) 情報の管理に責任を有する部署及びその責任者
- (2) 情報の取扱い基準が、経済産業分野ガイドライン及び信用分野ガイドラインに合致していること
- (3) 個人情報の漏えい、目的外利用等を防止するための体制
- (4) 情報管理を外部委託する場合、適切な監督を行うための基準
- (5) 情報漏えいが発生した場合の連絡体制
- (6) 前号に定める場合適切な対応を可能にするための役員その他従業員への周知体制

2 前項第5号に定める連絡体制は、個人情報保護指針に基づいて定めることとする。

3 第1項の社内規則等には、個人情報保護指針に反する規定をしてはならない。

(クレジットカード番号等の適切な管理)

第14条 基本規則第5条第2号ヘに定める事項に係る社内規則等には、次の各号に定める事項が規定されていなければならない。

- (1) 情報の管理に責任を有する部署及びその責任者

- (2) クレジットカード番号等の適切な管理を行うための体制
- (3) 情報管理を外部委託する場合、適切な監督を行うための基準
- (4) 会員が包括信用購入あっせんに係る契約を締結した加盟店によるクレジットカード番号等の管理体制、漏えい等の場合の早期報告等のための指導を行う体制についての定期的な確認を行う旨
- (5) 情報漏えいが発生した場合の関係先への連絡体制
- (6) 前号に定める場合に適切な対応を可能にするための役員その他従業員への周知体制

2 前項第5号に定める連絡体制は、クレジットカード番号等の適正な管理に関する自主規制規則に基づいて定めることとする。

3 第1項の社内規則等には、クレジットカード番号等の適正な管理に関する自主規制規則に反する規定をしてはならない。

(業務の委託)

第15条 基本規則第5条第2号トに定める事項に係る社内規則等には、次の各号に定める事項が規定されていなければならない。

- (1) 委託先を適正に選定するための基準
- (2) 委託先の業務状況の定期的な確認、改善要請その他適切な監督を行うための基準
- (3) 委託先の行為に起因する消費者相談・苦情について、適切、迅速に処理するための体制
- (4) 委託先が法令等に違反した場合の責任に関する事項

2 前項の社内規則等には、基本規則第7章第3節に反する規定をしてはならない。

(苦情の処理)

第16条 基本規則第5条第2号チに定める社内規則等には、次の各号に定める事項が規定されていなければならない。

- (1) 苦情処理（苦情に基づく加盟店調査を含む。）に責任を有する部署及びその責任者
- (2) 消費者が苦情処理担当窓口を把握できるようにするための措置
- (3) 苦情処理手続及び苦情処理部署（担当員を含む。）への周知の方法
- (4) 会員が行う業務に関し、協会から提供される苦情の適切な処理に関する事項
- (5) 自社及び自社加盟店に関し、自社以外に寄せられる苦情情報を定期的に把握する方法に関する事項
- (6) 苦情の内容及び重要性に基づき類型化するための合理的かつ適切な基準
- (7) 加盟店調査担当部門その他の関係部門との苦情情報の共有及び重要な事例についての経営陣に対する報告に関する事項
- (8) 加盟店調査等に係る適切な業務運営のための体制
- (9) 途上調査を発動するための質的及び量的な基準
- (10) 法による加盟店調査の契機となる苦情（消費者の利益の保護に欠ける行為に起因する苦情）以外の苦情について、対応措置の必要性の判断に関する事項
- (11) 経営陣の指揮による苦情処理体制についての定期的な検証、業務の見直しに関する事項
- (12) 調査記録の保存体制の整備に関する事項
- (13) 苦情処理に係る記録の分析による顧客対応や事務処理の改善、再発防止策の策定に関する事項
- (14) 協会が別途定める加盟店情報交換制度運営規則に基づく、加盟店情報交換制度への情報登録に関する事項

2 前項第8号に定める適切な業務運営に関して、加盟店が悪質な勧誘行為を行う等の法令違反を行うような事業者であることを知った場合には、利益追求に偏重せず、加盟店契約の解除を含めた適切な対応をとるべきこととする方針を経営陣の責任の下で定めるものとする。

3 第1項の社内規則等には、基本規則第7章第4節に反する規定をしてはならない。

(指定信用情報機関の利用等)

第17条 基本規則第5条第2号リに定める事項に係る社内規則等には、次の各号に定める事項が規定されていなければならない。

- (1) 指定信用情報機関の利用等に関する責任を有する部署及びその責任者
- (2) 会員が保有する基礎特定信用情報の指定信用情報機関への提供に関する事項
- (3) 指定信用情報機関の利用等に関する同意取得に関する事項
- (4) 指定信用情報機関の利用等における目的外利用の禁止に関する事項

2 第1項の社内規則等には、基本規則第8章に反する規定をしてはならない。

(包括信用購入あっせんに係るその他の業務に関する措置)

第18条 基本規則第5条第2号ヌに定める事項に係る社内規則等は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 適正な債権管理のための措置に関する規程には、基本規則第74条に定める内容が定められていること
- (2) 基本規則第75条及び第76条に定める内容が、会員が定めるいずれかの社内規則に定められていること

(本人確認等に関する措置)

第19条 基本規則第5条第2号ルに定める措置に係る社内規則等には、次の各号に定める事項が規定されていなければならない。

- (1) クレジットカード等を交付等するときにおける、犯罪による収益の移転防止に関する法律に規定する本人確認義務の確実な実施に関する事項
- (2) 使用する本人確認資料、及び取引形態ごとの本人確認方法に関する事項
- (3) 本人確認記録及び資料の保存に関する事項
- (4) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に規定する疑わしい取引の届出の実施に関する事項
- (5) 前号の届出の方法に関する事項

(分割払い等に係る実質年率の小数点第2位以下の取扱い)

第20条 基本規則第8条第3号に定める実質年率について、その小数点第2位以下を原則として四捨五入したうえで、表示をする。ただし、会員の判断により、切上げ又は切捨てによる表示をすることもできるものとする。

(その他の項目の例示)

第21条 基本規則第6条第1項第1号へに定めるカード等の利用に関する事項には、例えば、以下のよう  
な項目が含まれる。

- (1) カード盗難保険に関する事項
- (2) 年会費に関する事項
- (3) カード等の保管、管理に関する事項
- (4) カード等が第三者によって利用された場合の利用者の責任に関する事項
- (5) 取引条件の変更に関する事項（利用規約の変更、手数料の変更等）

(リボルビング払いに係る実質年率の小数点第2位以下の取扱い)

第22条 基本規則第9条第3号に定める実質年率の表示については、第20条に定めるところによる。

(取引条件の事前開示について)

第23条 基本規則第12条に定める取引条件の事前開示は、カード等の利用規約を表示すれば足りることとする。

2 会員において、カード等の利用規約が複数あるときは、代表的なものを表示することとする。

(広告の定義)

第24条 基本規則第13条第1項に定める広告とは、不特定の顧客を誘引するための表示をいい、マスメディアを媒体とするもののほかチラシや店頭に表示しているものも含む。

2 同項に定める取引条件について広告をするときとは、単に包括信用購入あっせんを取扱う旨の広告はこれに当たらないが、基本規則第6条各号に掲げる取引条件について一つでも広告する場合には、これに該当する。

(調査における個人情報保護上の留意点)

第25条 会員は、包括信用購入あっせん以外の業務において基本規則第14条各号の事項に係る情報を収集している場合に、当該情報収集の際に通知又は公表した利用目的を踏まえ、包括支払可能見込額の調査のための利用をなし得るか否かに留意することとする。

(推定年収の調査)

第26条 会員は、基本規則第16条第1項第2号イの申告に合理性が無いと判断される場合は、同条同項同号ロによる年収の推定を行うことができる。

(信用購入あっせんに係る債務の支払状況の意義)

第27条 基本規則第18条第1号及び第2号に定める信用購入あっせんに係る債務とは、包括クレジット契約及び個別信用購入あっせん関係受領契約（以下「個別クレジット契約」という。）に係る債務をいう。

2 基本規則第18条第3号に定める信用購入あっせんに係る支払履歴及び遅延とは、包括クレジット契約及び個別クレジット契約に係る支払履歴及び遅延をいう。

3 基本規則第18条各号に定める事項のうち、利用者に係る自社の信用購入あっせんの債務については、指定信用情報機関が保有する情報のほかに、自社において確認できる調査時点の支払の状況を調査することに留意することとする。

(その他の適切な方法)

第28条 基本規則第21条第1項から第3項に定める表中の調査の対象と方法におけるその他の適切な方

法とは、例えば、合算の対象者が債務保証を行う場合で当該合算の対象者の同意をもって指定信用情報機関の情報を確認する場合等が該当すると考えられる。

2 基本規則第21条第2項及び第3項に定めるその他の適切な方法とは、以下の方法をいう。

- (1) 電磁的方法
- (2) 本人であることの確認を行ったうえでの電話等口頭による方法
- (3) 当該利用者に係る同意取得対象者との連帯保証契約の締結

(更新調査の起算日)

第29条 基本規則第22条第2項に定める更新しようとする日は、会員が更新の作業を行う日として、あらかじめ社内規則等で定める日とする。

(一時的増額をしようとする場合の確認)

第30条 基本規則第27条第1項において確認する一時的増額の目的には、例えば、以下のような事例が該当すると考えられる。

(1) 基本規則第27条第1項第1号に定める場合

- イ 海外旅行
- ロ 鉄道の定期券購入
- ハ 引越し
- ニ 自動車購入用の頭金

(2) 基本規則第27条第1項第2号に定める場合

- イ 結婚式
- ロ 葬儀

2 基本規則第27条第1項に定める利用先加盟店の名称に相当するものには、例えば、以下のようなものが該当すると考えられる。

- (1) 海外旅行等、複数の加盟店での利用が想定される場合 利用が想定される一定の範囲(地域)
- (2) 利用者に加盟店名を確認することができなかった場合 当該加盟店の業種

(付随カードの例示)

第31条 基本規則第29条に定める付随カードとは、本カードと関連づけて交付等されたカード等であって、以下の条件をすべてみたすものをいう。

- (1) 本カードが解約(利用者による自己解約や事業者による解約を含む)されると、付随カードも解約される。
- (2) 支払可能見込額調査による本カードに係る与信限度額(正当な理由があつて支払可能見込額調査を行っていない場合は本カードに係る極度額)の範囲内でのみ利用される。
- (3) 本カードの交付等の理由となっている契約の相手方と付随カードの交付等の理由となっている契約の相手方が同一である。

2 付随カードには、例えば、以下のようなカード等が該当しうると考えられる。

- (1) 家族カード
- (2) ETCカード
- (3) 後払い方式による少額支払用ICカード等

(再発行の事由等の例示)

第32条 基本規則第30条に定める再発行とは、当該カード等の発行主体及び当該カード等における包括信用購入あっせんに係る機能を変更することなくカード等を利用者に改めて交付等することをいう。

2 前項に定める再発行に該当する事例としては、例えば、以下のような原因に基づくカード等の交付等が考えられる。

- (1) カード等の紛失
- (2) カード等の盗難
- (3) カード等に係る情報流出による不正使用発生の懸念
- (4) カードの磁気若しくはICチップにおける異常発生
- (5) カードの汚損若しくは破損
- (6) 会員による券面デザイン変更時において、当該カードの有効期限内に利用者が切り替えを希望した場合
- (7) 提携カードの提携解消時における、プロパーカード等への切り替え

(複数枚のカード等の交付等における極度額設定)

第33条 同一の利用者に対して複数のカード等を交付等している場合、同一利用者による利用額の管理として次に定めるいずれかの方法により、当該利用者が会員に対して利用できる額の上限が、基本規則第34条第1項に定める額を超えないこととする。

- (1) それぞれのカード等に付された極度額の総和が、基本規則第34条第1項に定める額を超えないようにする方法
  - (2) 利用者がそれぞれのカード等により利用できる額の総和が、基本規則第34条第1項に定める額を超えないようにする方法
- 2 前項により、会員が既にある利用者に対してカード等を交付等している場合であって、当該利用者に対して新たにカード等を交付等しようとするときの対応は、次に定める通りとする。
- (1) 既に当該利用者へ交付等しているカード等、及び、新たに交付等しようとしているカード等により、当該利用者が利用できる額の総和が、その時点において算定した基本規則第34条第1項に定める額を超えることとなる場合は、新たなカード等の交付等ができない。
  - (2) 既に当該利用者へ交付等しているカード等、及び新たに交付等しようとしているカード等に係る当該利用者が利用できる額の総和が、その時点において算定した基本規則第34条第1項に定める額を超えない範囲において、新たなカード等の交付等ができる。

(記録項目に係る補足)

第34条 基本規則第39条第1項第1号ハに定める事項のうち信用購入あっせんに係る債務の支払の状況については、次の各号に掲げる項目を記録することとする。

- (1) 自社の信用購入あっせんに係る債務の残高
- (2) 自社の年間請求予定額
- (3) 自社の信用購入あっせんに係る債務の支払履歴

2 基本規則第39条第1項第1号ハに定める指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行った調査の結果については、次の各号に掲げる項目を記録することとする。

- (1) 年収が推定の場合は、申込者から申告を受けた勤務先
- (2) 他社の信用購入あっせんに係る債務の残高
- (3) 他社の年間請求予定額
- (4) 他社の信用購入あっせんに係る債務の支払履歴

(交付の時期)

第35条 基本規則第40条第1項に基づき、「遅滞なく」書面を交付するときは、個々の包括クレジット契約に係る事務処理等の手続を遅れることなく行ったうえで交付することで足りることとする。

2 基本規則第40条第2項に基づき、「あらかじめ」書面を交付するときは、各回の弁済金の支払時期及び支払額を、毎月の支払日前に交付する利用明細書に記載して交付するなど、現実に支払請求をする時点までに交付することで足りることとする。

(債務の弁済費用等)

第36条 基本規則第44条第2項第1号に定める費用は、可能な限り具体的な金額を記載し、かつ、費用及び金額は、社会通念上相当な範囲を超えないこととする。

(早期完済に係る手数料)

第37条 基本規則第44条第2項第3号の場合において、会員所定の事務手数料を徴収する場合は、その額又は割合を記載することとする。

(支払停止の抗弁事由がある場合の引落し代金相当額の返還)

第38条 基本規則第49条第1項第1号に定める調査の結果、申出の事由が存すると認められた場合であって、金融機関の自動引落しの約定により当該申出が行われた日以降当該商品等に係る債務の支払分の引落しが行われたときは、当該支払分を購入者等に対し返還することとする。ただし、事務処理上の返還手続きがされている間において、抗弁事由が解消された場合は、この限りではない。

(リボルビング払いに係る抗弁への対応)

第39条 基本規則第49条第1項第3号にかかわらず、購入者等からの抗弁の申出がリボルビング払いに係るものであるときは、当該抗弁事由の存する商品等の代金相当額をリボルビング払いに係る債務の残高から控除した額を基に算出した支払分については請求することができることとする。

(特定継続的役務提供契約に係る抗弁の接続)

第40条 会員は、特定商取引法第49条第1項、第3項及び第5項に定める特定継続的役務提供契約の中途解約の申出に係る支払停止の抗弁の申出については、当該中途解約につき合意がなされた場合であっても、当該合意に基づく購入者等への解約清算金の返還が行われるまでの間は抗弁事由が存するものとして、当該購入者等へ支払請求を行わないこととする。

2 前項にかかわらず、購入者等の同意が得られた場合は、既に提供を受けた役務に係る代金相当額について、支払を請求できることとする。

(クレジットカード番号等の範囲)

第41条 基本規則第52条におけるクレジットカード番号等には、包括信用購入あっせんによるカード等

のほか、その利用から支払までの期間が二月を超えない範囲内のクレジットカード等を含むものとする。

(所要の措置の具体例)

第42条 基本規則第56条第1項に定める所要の措置については、例えば、委託先に対する委託業務の遂行に関する定期又は随時の報告徴求等が考えられる。

2 基本規則第56条第2項に定める所要の措置については、例えば、以下のような事例が考えられる。

- (1) 委託先の追加
- (2) 委託先との委託契約内容の変更
- (3) 委託先との委託契約の解除

(苦情の発生要因の考え方)

第43条 基本規則第60条第3号に定める発生要因は、協会が行う加盟店情報交換制度において定める利用者の保護に欠ける行為の定義に準ずるものとする。

(特定取引を取り扱う自社加盟店に対する調査の内容の例示)

第44条 基本規則第62条第1項に定める調査の具体的な内容については、例えば、以下の項目が考えられる。

- (1) 当該販売、勧誘行為の内容
  - イ 当該勧誘、販売行為をした日
  - ロ 当該販売、勧誘行為をした販売員の氏名
  - ハ 当該勧誘、販売行為の具体的内容
- (2) 当該勧誘、販売行為の防止体制及び苦情処理体制に関する事項
  - イ 販売員への指示、再教育その他当該行為と同様の行為の再発防止に向けた社内体制の整備に係る措置
  - ロ 当該自社加盟店の苦情処理方法に問題がある場合には、その苦情処理の手続き、体制等の整備に係る措置

2 基本規則第62条第3項に定める調査の具体的な内容については、例えば、以下の項目が考えられる。

- (1) 当該利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為に関する事項
  - イ 当該利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為の発生頻度、発生割合又は発生件数の増加の傾向
  - ロ 当該利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為の概要並びに苦情発生要因
- (2) 当該利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為の防止体制及び苦情処理体制に関する事項
  - イ 販売員への指示、再教育その他当該行為と同様の行為の再発防止に向けた社内体制の整備に係る措置
  - ロ 当該自社加盟店の苦情処理方法に問題がある場合には、その苦情処理の手続き、体制等の整備に係る措置

(所要の措置の具体例)

第45条 基本規則第64条に定める所要の措置については、例えば、以下のような事例が考えられる。

- (1) 文書又は口頭による改善要請
- (2) 取引の一時停止
- (3) 加盟店契約の解除

(基礎特定信用情報の提供の時期)

第46条 基本規則第68条第2項及び第3項における基礎特定信用情報は、指定信用情報機関に対して、少なくとも月1回の周期で提供することとする。

2 基本規則第68条第3項における基礎特定信用情報の提供は、以下の場合に終了するものとする。

- (1) 割賦残高がなくかつ包括クレジット契約が終了した場合
- (2) 法的に債務が消滅した場合

3 前項各号に該当する場合は、基礎特定信用情報の提供を終了する旨を加入指定信用情報機関に登録することとする。

(本人確認書類)

第47条 基本規則第69条第3号に定める本人確認書類は、次の各号に定めるものであって、当該購入者等の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。

- (1) パスポート
- (2) 国民健康保険の被保険者証
- (3) 健康保険の被保険者証
- (4) 船員保険の被保険者証
- (5) 後期高齢者医療の被保険者証
- (6) 介護保険の被保険者証
- (7) 健康保険日雇特例被保険者手帳
- (8) 国家公務員共済組合の組合員証
- (9) 地方公務員共済組合の組合員証

(10) 私立学校教職員共済制度の加入者証

(11) 外国人登録証明書

(登録の単位)

第48条 基本規則第69条第5号及び第6号に定める事項は、カード等ごとに千円単位によるものとする。

(複数の支払方法に係る対応等)

第49条 基本規則第69条第5号及び第6号に定める事項について、複数の支払方法（分割払い、リボルビング払い、ボーナス一括払い等）があるときは、それらを合算した額とする。

2 前項の額及び別表6の項番11に規定する支払遅延の有無には、二月払い購入あっせん取引を含めないものとする。

(同意の取得等における電磁的方法)

第50条 基本規則第72条における電磁的方法は、省令第120条によるものとする。

(公表の方法)

第51条 基本規則第74条第1項に定める公表は、広く一般に知りうる状態になっていることをいい、例えば、以下のような方法が考えられ、これらのいずれかの方法により行われていれば足りることとする。

(1) ホームページへの掲載

(2) 店頭、事務所内へのポスター掲示

(3) パンフレットの備付け

(利用者を威迫する言動の例示)

第52条 基本規則第74条第1号に定める利用者を威迫する言動に該当する事例としては、例えば、以下のようなものが考えられる。

(1) 暴力的な態度をとること

(2) 大声をあげ又は乱暴な言葉を使用すること

(3) 正当な理由なく多人数で訪問すること

(4) 利用者を威迫するような内容の書面を送付し、又は電報を送達すること

(利用者の私生活又は業務の平穩を害する言動の例示)

第53条 基本規則第74条第2号に定める利用者の私生活又は業務の平穩を害する次のような言動に該当する事例としては、例えば、以下のようなものが考えられる。

(1) 正当な理由なく、午後9時から午前8時まで、その他不適當な時間帯に、又は反復若しくは継続して利用者を訪問し又は電話で連絡し若しくは電報を送達すること

(2) 利用者が返済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に定める時間帯以外の時間帯に、利用者を訪問し又は電話で連絡し若しくは電報を送達すること

(3) 利用者の包括クレジット契約に関する事実その他利用者のプライバシーに関する事実を利用者以外の者に明らかにすること

(4) 正当な理由なく、利用者の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問し又は電話で連絡し若しくは電報を送達すること

(5) 利用者を訪問した場所において、利用者から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと

付則

第1条 本細則は、平成21年12月1日から施行する。

第2条 第10条及び第4章の規定は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の第4条施行の日までの間は適用しない。

第3条 第17条及び第8章の規定は、法に基づく指定信用情報機関が指定を受けた時前までの間は適用しない。

2 前項にかかわらず、次の各号に掲げる項目等については、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の第4条施行の日までの間は適用しない。

(1) 割賦販売法施行規則附則第9条の規定により、第17条第1項第2号に定める事項のうち基本規則第69条第6号に定める項目に係る事項

(2) 第49条第2項に定める事項

3 第1項にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、基礎特定信用情報のうち当該各号に掲げる事項について加入指定信用情報機関に提供を行わないことができる。ただし、この場合において、これら事項を得るよう努め、当該事項を得たときは遅滞なく加入指定信用情報機関に当該事項を提供しなければならない。

(1) 割賦販売法施行規則附則第7条により、基本規則第68条第1項に定める情報が法に基づく指定信用

情報機関が指定を受けた時前の情報の場合

別表5の項番5から項番7に掲げる事項

- (2) 割賦販売法施行規則附則第8条により、基本規則第68条第2項に定める場合であって、法に基づく指定信用情報機関が指定を受けた時前にカード等を交付等した利用者によるカード等の利用が同指定を受けた後に行われた場合

別表5の項番5から項番7に掲げる事項